



2011年7月9日

## IATA 危険物規則書 2012年1月1日 第53版の主な変更点

IATA 危険物規則書第53版は、国連やICAOの改訂時期に当たらないため、大幅な変更点はない。IATA DGR 第53版の内容は、国連危険物輸送専門家小委員会(UN Subcommittee of Experts on the Transport of Dangerous Goods – UN SCoETDG)のモデル規則書の第16改訂版(Model Regulations, 16<sup>th</sup> Revised Edition)と、その内容をICAOが2年に一度発行している「航空機による危険物の安全輸送に関する技術指針 2011-2012年版」(Technical Instructions for the Safe Transport of Dangerous Goods by Air 2009-2010 Edition)に反映させた変更事項も挿入されている。大幅な改訂・変更がある節目の年ではないが、変更点もあるので、留意してほしい。

危険物貨物を取扱う職員の作業の一助となるように、ここに掲示した変更点は、第53版の変更点のうち、主なものと考えられるものを列記したのに過ぎず、決して全ての変更点を記したものでない事に留意されたい。細かい変更点のすべてについては第53版のページ欄外に所定の追加(□)、修正(△)、削除(○の中にX)の各マークを付して注意を喚起してある。

### 2. - Limitations (制限)

#### 2.3 - Dangerous Goods carried by Passengers or Crew (乗客・乗員が搬送する危険物)

DGR 9.5.2 Operator Employees (運航者の従業員)の項に新たに9.5.2.2を設け、主旨としては次のような文章が挿入される。「運航者は乗客と乗員の手荷物の中に許される危険物に係わる運航者が与える許可についての方針と手続きを文書化して実施するよう勧告する」。この主旨はDGR 2.3にも挿入されている。

2.3.4.2 - Note が挿入され、自動的に膨らむ救命胴衣(self-inflating life jacket)について、炭酸ガスもしくは他の区分2.2のガスが水の容量で50mLを超さない小さなガス・カートリッジに収納されているものは規則書の規制を受けない。この規定が挿入された理由は、このような小さな容量のポンプを使用している自転車タイヤ用のポンプを利用している乗客がいた場合、手荷物に収納できるように配慮したものである。

#### 2.7 - Dangerous Goods in Limited Quantities (少量危険物)

少量危険物に適用する規程を再編して、2.7.5に同一の外装容器に異なる危険物を同梱させる場合の手続きを集約した。前版では5.0.2.11と5.0.3.2に書かれていた。

### 4. - Identification (識別)

#### 4.4 - Special Provisions (特別規定)

特別規定の変更には次のものがある。

A44 - 試薬キットもしくは救急箱に互い危険に反応し合う物質は収納してはならないと明確に規定した。また、キットの中に収納される危険物に包装等級が割り当てられていない場合は、危険物申告書を作成するに当たって、包装等級を記入しなくてよいと定めた。

A802 - 新しい特別規定で、表4.2の危険物リストに包装等級が割り当てられていない物質を、少量危険物以外の国連規格容器に収納する場合は、容器は包装等級IIの性能基準に合致した容器でなければならないと規定した。

A803 - すべての第 8 分類の固体および液体で包装等級 III に当てはまる物質は、少量危険物を除き、国連規格容器に収納する場合は、容器は包装等級 II の性能基準に合致した容器でなければならないと、念のため、規定した。

A804 - UN 2803 Gallium と UN 2809 Mercury に適用し、これらの物質を国連規格容器に収納する場合は、容器は包装等級 I の性能基準に合致した容器でなければならないと規定した。

A805 - UN 1845 Carbon dioxide solid (Dry ice) に適用し、オーバーパックが包装基準 954 の規定に合っているかぎり、ドライ・アイスはそのまま直接オーバーパックの中に収納して差し支えないと明記した。

## 5. - Packing (包装)

### Packing Instructions (包装基準)

963 - “Magnetized Material” の文言を記入しなければならない要件に付き、この情報は航空運送状(AWB)が使用されていれば、AWB の然るべき場所に記載すること。AWB が使用されていない場合は別の代替の運送書類に記載すること。

954 - 航空運送状(AWB)が使用されていない場合、ドライ・アイスに関する情報は代替の運送書類に記載するように明らかにした。また、ドライ・アイスが ULD に積みつけられている場合の情報の伝達についても明らかにした。

965 - 970 - これらの包装基準はリチウム・イオン電池およびリチウム金属電池のものである。Note が追加され、国連の試験に合格することはすべてのリチウム電池に必須であり、電池が修理されたり、改変されたりしても試験に合格しなければならない。なお、Section II に該当するリチウム電池については、これらの電池は 2.3 に規定されている旅客の手荷物での搬送に適用する制限も適用される。リチウム電池は、また、2.4 に規定されている郵便での輸送に適用する制限も適用される。また、Section II の規定で輸送されるリチウム電池は、9.6.1 及び 9.6.2 に規定されている事件、事故、あるいは出来事について報告義務がある。

## 7. - Marking & Labelling (マーキングとラベリング)

7.1.4.1 - オーバーパックのマーキングに付いて、外部から目視出来なくなったマーキングについて、どのマーキングは再現しなければならないか、どのマーキングは再現する必要がないかを明確にした。

## 8. - Documentation (書類の作成)

8.1.1.1 - ますます盛んになって来ているコンピューターを使用しての危険物申告書の情報伝達に鑑み、「使用航空機の種別」と「貨物の種別」の申告を簡素化した。更に、詳しくは 8.1.6.5、8.1.6.8、10.8.3.5 と 10.8.3.8 を参照すること。

8.1.6.9.2 Step 7 - 複数のオーバーパックの記載方法を第 7 章のオーバーパックのマーキングの規定に整合するよう改訂した。

8.2.3 - 危険物申告書を必要としない危険物の輸送において、航空運送状(AWB)に記載しなければならない情報を改訂し、ドライ・アイス、磁性物質、GMO などの物質や物件についての変更点を反映するように改訂した。

## 9 - Handling (取り扱い)

9.2.1.1 - 新しいパラグラフを加え、表 9.3.D 及び表 9.3.E に示されている隔離距離は貨物ターミナルや貨物倉庫などで放射性物質を仮置きする場合に、最低の隔離距離として

使用することが望ましいと示した。

**9.5.2.2** – 新しいパラグラフとして追加され、乗客や乗員の手荷物の中に収納される危険物で運航者の許可が必要である場合の管理と処理方法を定めるように勧告している。

**Appendix D** – 監督官庁の連絡電話番号などを最新のものに改訂した。

**Appendix E** – E.1 国連規格容器の供給業者の表および E-2 容器の検査機関の情報を最新のものに改訂した。

**Appendix F** – 販売代理店、IATA 公認訓練校および IATA 公認訓練センターの表を最新のものに改訂した。

**Appendix H** – この付録には現時点で分かっている 2013 年 1 月 1 日から実施になる規則の変更点が列記されている。ここに書かれている規定の変更は、国連危険物輸送専門家小委員会 (UN Subcommittee of Experts on the Transport of Dangerous Goods – UN SCoETDG) で合意が得られ、モデル規則書の第 17 改訂版 (Model Regulations, 17<sup>th</sup> Revised Edition) に反映されているものと、ICAO の危険物委員会で合意され、ICAO の「航空機による危険物の安全輸送に関する技術指針 2013-2014 年版」(Technical Instructions for the Safe Transport of Dangerous Goods by Air 2013-2014 Edition) に反映されるものを含んでいる。

以上

航空機は世界の人々の平和と安寧を願って今日の繁栄を築いて来た。一部の過激な宗教信奉者が扇動するテロ行為が航空輸送に暗い影を落としている。旅客輸送にも貨物輸送にも危険物ルールは欠かすことの出来ない大切なルールである。いまのこの時期は、特に危険物の安全輸送について強く思いをめぐらせる時である。諸兄弟も航空輸送業界のプロとして是非安全輸送を心掛けて欲しい。

(終)